

内閣参質一七九第一五号

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

参議院議長 平田 健二 殿

参議院議員浜田昌良君提出山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の国会における山岡拉致問題担当大臣の答弁は、北朝鮮による我が国国民の拉致そのものが全くの国家的犯罪であるとの認識を前提として、北朝鮮がそのような行為に及んだ理由について推察されるところを述べたものであり、同大臣及び野田内閣としての事実認識を示したものではない。

なお、当該答弁については、平成二十三年十一月十四日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、同大臣から、拉致被害者家族の心情を斟酌し取り消す旨発言したところである。

